

地域密着型施設の指定更新について

○指定期間（6年）が満了するため指定を更新する事業所

No	事業所名	サービス種類	指定期間	所在地	施設概要
①	中津川ケアハートガーデン なかむらの郷	(介護予防) 認知症 対応型共同生活介護 (グループホーム)	令和6年12月1日～ 令和12年11月30日	中津川 3042-39	定員18名 2ユニット
②	宅老所かざぐるま	地域密着型通所介護 (デイサービス)	令和7年1月1日～ 令和12年12月31日	田瀬 990-8	
③	そよかぜ	(介護予防) 認知症 対応型共同生活介護 (グループホーム)	令和7年1月15日～ 令和13年1月14日	高山 1951-43	定員9名 1ユニット
④	定期巡回ステーション なでしこ	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	令和7年3月1日～ 令和13年2月28日	手賀野 228-1	
⑤	小規模多機能ホーム こまんば	(介護予防) 小規模 多機能型居宅介護	令和7年3月15日～ 令和13年3月14日	駒場 1493-19	

<根拠法令>

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

①中津川ケアガーデンなかむらの郷

③そよかぜ

サービス内容と指定基準

サービス種別	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
利用定員	1ユニット 5人以上9人以下 (1事業所 3ユニットまで)
サービス内容	比較的安定した状態にある認知症の要介護者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるよう目指します。入浴、食事、排泄等日常生活の世話及び機能訓練を共同生活の中で行います。利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務との兼務可、認知症対応型サービス事業者管理者研修、実践者研修の受講者） ・計画作成担当者（介護支援専門員資格者・実践者研修受講、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者 2ユニットまでケアマネ資格1人で可） ・介護職員（夜間以外：入居者3人に対し1人、夜間1人以上）
設備の基準	居室（床面積 7.43 m ² 以上 <4.5畳以上 >） 1居室 1人、居間、食堂、台所を共同生活住居ごとに設置
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画の作成 ・サービスの提供の記録 ・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等

②宅老所かざぐるま

サービス内容と指定基準

サービス種別	地域密着型通所介護（デイサービス）
利用定員	同一時間帯に18人以下
サービス内容	利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務との兼務可） サービスの提供に必要な知識・経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 ・ 生活相談員：提供日ごとに、1名以上が必要です。 ・ 看護職員：サービス提供の単位ごとに1名以上が必要です。 ただし、利用定員10名以下の場合は、看護職員も含めて、介護職員の人員配置の考えで配置可能。 ・ 介護職員：利用者数が15人までは、専従の介護職員を1名以上必要となります。利用者数が15名を超える場合は、5人おきに専従の介護職員をプラスします。 ・ 機能訓練指導員：1名以上必要です。（他の職務にも従事できる）
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員×3㎡以上 ・ それぞれに支障のない場合は、同一の場所でも可 ・ 相談室は遮へい物の設置等
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の状況の把握 ・ 居宅介護支援事業者等との連携 ・ 通所介護計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等

④定期巡回サービス なでしこ

サービス内容と指定基準

サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用定員	定めなし
サービス内容	要介護状態となった場合においても、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または他の事業所、施設等職務との兼務可） ・ オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する職員）：常勤専従の看護師、介護福祉士もしくは医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員1名以上（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） ・ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等：交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ・ 訪問看護サービスを行う看護師等 <ul style="list-style-type: none"> ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で2.5名以上 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当な数
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に必要な設備及び備品等（利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等）を備えなければならない。 ・ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるように、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。 ※利用者がオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は不要。
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の状況の把握 ・ 居宅介護支援事業者等との連携 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等

⑤小規模多機能ホーム こまんば

サービス内容と指定基準

サービス種別	小規模多機能型居宅介護
利用定員	登録定員 29人以下 利用定員は18人以下
サービス内容	利用者が、その居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、入浴・排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活相談や健康状態の確認や機能訓練等のサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または他の事業所、施設等の職務との兼務可） 3年以上認知症であるものの介護経験を有し、・認知症対応型サービス事業者管理者研修を修了している者 ・看護職員（看護師または准看護師）：従業者のうち1名以上。 ・介護職員：日中（通所）：利用者3人おきに1名（常勤換算） 日中（訪問）：1名（常勤換算） 夜間：夜勤1名、宿直1名（随時訪問サービスに支障がない体制を確保できれば、省略可） ・計画作成担当者：専従（利用者の処遇に支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） 介護支援専門員資格者・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備を備える ・居間及び食堂については、機能を発揮しうる適当な広さを確保（利用定員が15人を超える場合は、利用定員×3㎡以上） ・宿泊室については、7.43㎡以上の個室 ・住宅地または、住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況の把握 ・要介護認定の申請にかかる援助 ・小規模多機能型居宅介護計画及び居宅介護サービス計画の作成 ・サービスの提供の記録 ・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者＜代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等＞、市町村職員等

